

用語説明

普通会計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいう。

公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公立大学附属病院事業、その他地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計の総称をいう。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の割合によって算定された額をいう。

市町村分にあつては、次により求められた額である。

<ul style="list-style-type: none">・標準税率で算定された 法定普通税及び事業所得税収入見込額 (税源移譲相当額(個人住民税を除く))・法定の率により算定された 国有資産等所在地市町村交付金(納付金)収入見込額・利子割交付金収入見込額・配当割交付金収入見込額・株式等譲渡所得割交付金収入見込額・地方消費税交付金収入見込額・ゴルフ場利用税交付金収入見込額・自動車取得税交付金収入見込額・軽油引取税交付金収入見込額・地方特例交付金収入見込額・特別交付金	$\times 75 / 100 +$	<ul style="list-style-type: none">・税源移譲相当額 (個人住民税)・地方譲与税・交通安全対策特別交付金・地方特例交付金 (児童手当特例交付金)
--	---------------------	---

* 地方譲与税とは、特別とん譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税をいう。

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または施設を維持するために必要な財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。

具体的には、各行政項目ごとに〔(測定単位の数値×補正係数)×単位費用〕によって算定した額の合計額である。

標準税収入額等

基準財政収入額の算定対象とされた税収入額であり、次の算式によって求められる。

基準 財政 収入 額	-	<ul style="list-style-type: none">・市町村民税所得割における 税源移譲相当額の 25%・特別とん譲与税・自動車重量譲与税・航空機燃料譲与税・地方道路譲与税・石油ガス譲与税・交通安全対策特別交付金・地方特例交付金	× 75 / 100 +	<ul style="list-style-type: none">・特別とん譲与税・自動車重量譲与税・航空機燃料譲与税・地方道路譲与税・石油ガス譲与税・交通安全対策特別交付金・地方特例交付金
---------------------	---	---	--------------	--

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものであり、次の算式によって求められる。

(標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額)

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数であり、通常、
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$
 で求められた数値の過去 3 か年間の平均値をいう。

一般財源と一般財源等

一般財源とは、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源をいう。一般には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金などをいう。

また、上記のいわゆる一般財源のほか、一般財源と同様に使用される財源を合わせて決算統計上「一般財源等」という。

特定財源

一般財源に対する区分で、用途が特定されている財源をいう。これに分類されるものとしては、国庫支出金、都道府県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金のうち用途が指定されているもの等である。

経常一般財源収入額

毎年度定例的に収入され、かつその用途についてなんら制約がない収入額をいう。

具体的には、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金、普通交付税、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入の用途のうち用途を特定されないものとされる。

経常経費充当一般財源額

毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額をいう。

経常一般財源比率

歳入構造を分析するための比率であり、
$$\frac{\text{経常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$
 で求められる。

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率であり、

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

で求められる。経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が多いほど臨時の財政需要に対して余裕が持て、財政構造に弾力性があることになる。通常、人件費、扶助費、公債費等が増加すると、経常収支比率は高くなり、財政運営は硬直化する。

形式収支

現金主義の建前にたつて、当該年度に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもので、単純に〔歳入決算額 - 歳出決算額〕によって求められた額をいう。

実質収支

形式収支に、本来当該年度に属するべき支出額（翌年度への繰越額）及び収入（繰越額に係る未収入特定財源）といった発生主義の要素を加減し、実質的な財政収支の結果を明らかにするもので、〔形式収支 - 翌年度へ繰越すべき財源〕によって求められた額をいう。

（決算統計上では、「翌年度へ繰越すべき財源」に法定の繰越のほか、事業繰越及び支払繰延に係る繰越し財源が加えられる。）

単年度収支

実質収支とは前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除し、当該年度

だけの収支を捉えるもので、〔当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支〕によって求められた額をいう。

実質単年度収支

単年度収支の中には実質的な黒字要素や赤字要素が含まれているため、これらが当該年度に措置されなかったとした場合の単年度収支を検証するものであり、次の算式によって求められた額をいう。

$$\boxed{\text{単年度収支}} + \boxed{\text{財政調整基金積立額}} + \boxed{\text{地方債繰上償還金}} - \boxed{\text{財政調整基金取崩額}}$$

(黒字要素) (黒字要素) (赤字要素)

実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合をいう。

おおむね、3～5%程度が望ましいと考えられている。

なお、実質収支が赤字の場合の実質収支比率が一定の限度を超える団体は、翌年度の地方債の発行が制限される。(再建法23、再建令11の2、再建令附則)

公債費負担比率

財政構造の弾力性をみるための指標であり、次の算式で求められる。この比率が高いほど財政運営が硬直化しているといえる。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

公債費比率

公債費の一般財源に占める割合で、毎年度の元利償還金が適当かどうかみることにより、地方債の発行限度を判断するための指標であり、次の算式で求められる。

$$\frac{A - (B + C)}{D + E - C} \times 100$$

A : 当該年度の普通会計に係る元利償還金(転貸債分及び繰上償還分を除く)

B : A に充てられた特定財源

C : 普通交付税の算定において、

- ・災害復旧費 ・辺地対策事業債償還費 ・地域改善対策特定事業債等償還費
- ・過疎対策事業債償還費 ・公害防止事業債償還費(普通会計に属するものに限る。)
- ・石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費
- ・地方税減収補てん債償還費 ・地震対策緊急整備事業債償還費
- ・地域財政特例対策債償還費 ・災害復興等のための地方債利子支払費
- ・臨時財政特例債償還費(普通会計に属するものに限る) ・財源対策債償還費

- ・減税補てん債償還費 ・臨時税収補てん債償還費 ・合併特例債償還費 ・補正予算債償還費
- ・公共事業等臨時特例債償還費 ・臨時財政対策債償還費
- ・原子力発電施設等立地地域振興債償還費

として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債に係るものを除く）

D : 当該年度の標準財政規模

E : 臨時財政対策債発行可能額

起債制限比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の過去3年度間の平均値をいう。

$$\frac{A - (B + C + F + G)}{D + E - (C + F + G)} \times 100$$

A : 当該年度の普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く）

公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B : A に充てられた特定財源

C : 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D : 当該年度の標準財政規模

E : 臨時財政対策債発行可能額

F : 普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

G : 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は地方債発行に際し許可が必要になる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることになる。

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D}$$

A : 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還金を除く。）

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）（公営企業債の元利償還金に対する一般会

計からの繰出金や一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金など)

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「歳入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

F：臨時財政対策債発行可能額

自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれにあたる。

依存財源

自主財源に対する区分で、国や県の意思決定に基づき収入される財源をいい、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方債及び各種交付金がこれにあたる。

義務的経費

歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であり、支出が義務づけられ、任意に削減できない経費をいう。一般的には人件費、扶助費、公債費がこれにあたる。

任意的経費

義務的経費に対する区分で、任意に削減、圧縮できる経費であり、上記以外の経費をいう。

投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費がこれにあたる。

消費的経費

投資的経費に対する区分で、支出の効果が極めて短期間に終わる経費をいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費及び補助費等がこれにあたる。類似団体に比べてこの構成比が非常に大きい場合は、節減を図るべきとされている。

投資的経費充当可能一般財源等の額

〔一般財源等収入額 - （投資的経費以外の臨時的経費に充当された一般財源等 + 経常的経費に充当された一般財源等）〕によって求められた額をいう。